

アルコールを検知するとエンジンがかからない飲酒運転防止装置 『アルコール・インターロック』 累計出荷 2065 台に

飲酒運転ゼロにむけて取り組みをする東海電子株式会社（本社：静岡県富士市 代表：杉本 一成）は、この度、この度、アルコールを検知するとエンジンがかからない装置『呼気吹き込み式アルコール・インターロック装置』(*)の普及状況（平成28年9月末時点）をお知らせ致します。

1. 背景

2011年5月1日、点呼におけるアルコール検知器の使用の義務化が施行されてから、5年が経過しています。現在、法令上（別紙1）、トラック、バス、タクシー、8万を超える運輸・交通事業者は、必ず、アルコール検知器を設備として事業所に備え、点呼時の酒気帯び確認時、これを使用しなければなりません。つまり、路上でハンドルを握っているプロドライバーのうち、誰一人として、アルコール検知器を使用した点呼を受けてないドライバーは、存在しない筈です。

ところが、このように、「プロドライバーによる飲酒運転ゼロ」を目指すべく前述のアルコール検知器義務付けが行われたものの、平成25年度は121件の飲酒運転が報告されています。

2. 普及状況（アルコールインターロックの出荷実績）

当社は、2009年9月から、アルコールを検知するとエンジンがかからないようにする装置「アルコールインターロック」を販売しています。現在、「アルコール検知器」は、多種多様なものがありますが、「運転前に必ず呼気をチェックし記録を残し、検知したらクルマが動かない」、このような強制力のある検知器は、アルコールインターロックだけです（別紙2）。当社では、この機器こそが、飲酒運転を「ゼロ」にするもっとも有効かつ近道であると認識しています。

この度、最新の導入状況を取りまとめましたので、以下にお知らせ致します。



*アルコール・インターロックとは

呼気吹き込み式アルコールインターロックとは、『エンジン始動時、ドライバーの呼気中のアルコール濃度を計測し、規定値を超える場合には始動できないようにする装置です』



呼気吹き込み式アルコール・
インターロック装置

出典：国土交通省 アルコールインターロックの技術指針平成 24 年 4 月 4 日

北米やヨーロッパでは、主に、飲酒運転の違反者（一般ドライバー）に対して、法令で装着を義務づけるやり方が一般的です。一方で日本では、国土交通省が点呼におけるアルコール検知器の使用を義務づけたことから、数ある飲酒運転防止装置（いわゆるアルコール検知器）のうち、抑止力がもっとも高いと思われるアルコールインターロックを自主的に選ぶ企業がいらっしゃいます。その数が、約 2065 台ということになります。

★★本件に関するお問い合わせ先、資料請求先★★

東海電子株式会社

〒190-0012 東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第 3 ビル 203 号室

e-mail: info@tokai-denshi.co.jp URL : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

貨物自動車運送事業法 輸送安全規則 7条より

「貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、前三項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない」

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H02/H02F03901000022.html>

貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について
における、電話点呼（遠隔地の点呼）の定義部分

「対面でなく電話その他の方法で点呼する場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、または自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、及び当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能を有し、又は携帯電話等通信機器と接続するアルコール検知器を用いる場合にあっては、当該測定結果を営業所に電送させる方法）で報告させることにより行うものとする」

飲酒運転抑止力 比較表

(アルコール検知器タイプごと)

検知器タイプ	形状	記録保存	クルマを止める機能	飲酒抑止力
簡易型	ハンディ型・小型	無し	×	低
記録型	据え置き型	PC・電子データ	×	普通
記録型	据え置き型	感熱ロール紙	×	普通
スマホ接続型	小型・持ち歩き型	クラウドサーバー	×	普通
アルコール インターロック	車両接続型	PC・電子データ	○	高

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
北海道トラック協会		平成28年4月1日から平成29年2月末日まで 10,000円/1台 1社10台まで(全ト協の助成金を含む) ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。	平成28年4月1日から平成29年2月末日まで 20,000円/1台 1社10台まで(全ト協の助成金を含む) ただし、国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。	平成28年4月1日から平成29年2月末日の間に前条に示す対象機器を購入及び装着支払いが完了したものを対象とする。 1台あたり取得額(消費税を除く額)の2分の1(但し、上限30,000円)
青森県トラック協会		平成28年4月1日～平成29年2月28日 ※平成29年2月28日までに装着及び支払いを完了させて下さい。 (リース、割賦の場合は契約完了の事) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 20,000円/基 1会員につき上限20基までとします。	平成28年4月1日～平成29年2月28日 ※平成29年2月28日までに装着及び支払いを完了させて下さい。 (リース、割賦の場合は契約完了の事) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 20,000円/基 1会員につき上限20基までとします。	平成28年4月1日～平成29年2月28日 ※平成29年2月28日までに装着及び支払いを完了させて下さい。 (リース、割賦の場合は契約完了の事) 1会員につき、上限20基まで(機器分類を問わず) 簡易型: 機器費用の1/2 上限10,000円/基 標準型: 機器費用の1/2 上限20,000円/基 運行管理連携型 機器費用の1/2 上限40,000円/基 スマートフォン活用型(アプリ) 3,000円/基 ※タブレット端末による場合はアプリケーションに助成
岩手県トラック協会	○ハンディモバイルタイプ(携帯型)等 機器代金の1/2(5,000円上限) ⇒車輛台数に応じ個数制限を設ける (2t以上の会費請求台数上限50台) ○携帯電話活用タイプ 機器代金の1/2(150,000円上限) ⇒アルコールチェッカー10台、 管理ソフト2台までとする ○据置記録式タイプ 機器代金の1/2(50,000円上限) ⇒1事業者3台まで1営業所につき1台(※県内営業所に限る)	・助成額40,000円/1台(上限)(1事業者5台上限) 4月1日～翌年2月20日 ※2月20日までに機器の装着及び支払いが完了するものが対象となります。		助成率は機器購入価額の2/3(千円未満切捨て)とし、1台当たりの助成上限額は次の通りといたします。 ○運行管理連携型: 40,000円 ○標準型: 20,000円 ○簡易型: 10,000円 4月1日～2月20日 ※2月20日までに装置の装着並びに代金の支払が完了するものが助成対象です。
宮城県トラック協会	①ハンディータイプ ・購入価格の2分1(1機当たり5万円限度) ・1事業者 5機まで ②卓上タイプ ・購入価格の2分1(1機当たり5万円限度) 1事業者 3機まで ※安全装置等の助成を受けた機器は、助成対象外 平成28年4月1日～平成29年2月10日	・購入価格(1機当たり 5万円限度) ・1事業者 10機まで ※国から補助を受けた装置は、助成対象外 平成28年4月1日～平成29年2月10日	・購入価格(1機当たり 5万円限度) ・1事業者 10機まで ※国から補助を受けた装置は、助成対象外 平成28年4月1日～平成29年2月10日	・購入価格(1機当たり 3万円限度。ただし、簡易型は1万円限度) ・1事業者20機まで 運行管理型 2万円 標準型 1万円 平成28年4月1日～平成29年2月10日

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
秋田県トラック協会		現在準備中です。6月の総会後に公開予定です。		現在準備中です。6月の総会後に公開予定です。
山形県トラック協会		-		
福島県トラック協会	しばらくお待ちください。			
茨城県トラック協会	しばらくお待ちください。			
栃木県トラック協会	しばらくお待ちください。			
群馬県トラック協会	しばらくお待ちください。			

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
埼玉県トラック協会				
千葉県トラック協会				
東京都トラック協会		車両1台につき対象装置ごとに1万円を1会員事業者7台分まで 平成28年4月18日から平成29年2月17日まで	車両1台につき対象装置ごとに1万円を1会員事業者7台分まで 平成28年4月18日から平成29年2月17日まで	標準型10,000円(全ト協) 10,000(東ト協) 運行管理連携型20,000(全ト協) 10,000(東ト協) 1社合わせて15台まで
神奈川県トラック協会	しばらくお待ちください。			
新潟県トラック協会	しばらくお待ちください。			
富山県トラック協会		受付終了	受付終了	受付終了
石川県トラック協会		対象装置ごとに2万円	対象装置ごとに2万円	購入価格の1/3(上限6万円:50台まで)

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PROⅡ、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (MobileⅡ)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
福井県トラック協会				
山梨県トラック協会	しばらくお待ちください。			
長野県トラック協会	導入価格(消費税を除く)の1/2以内で一会員50,000円(上限) 最終申請期限:平成29年3月3日	県ト協として20,000円、全ト協として10,000円 最終申請期限:平成29年3月3日	県ト協として20,000円、全ト協として10,000円 最終申請期限:平成29年3月3日	○標準型:全ト協助成金 10,000円 県ト協助成金 10,000円 ○運行管理連携型:全ト協助成金 20,000円 県ト協助成金 20,000円 ○スマートフォン活用型:全ト協助成金 3,000円 県ト協助成金 3,000円 最終申請期限:平成29年3月3日
岐阜県トラック協会	○アルコール検知器(機器及び交換用センサー) 機器等価格の1/3(1営業所10万円まで	20,000円(全ト協含む)		車載器(本体・標準付属品)価格の1/3まで ① 運行管理連携型:上限額 30,000円 ② 標準型:上限額 20,000円 ③ 簡易型:上限額 10,000円 ④ スマートフォン活用型:上限額 5,000円 ⑤ デジタコ一体型:上限額 50,000円 (全ト協含む、国との併用不可)
静岡県トラック協会	しばらくお待ちください。			

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
愛知県トラック協会		40,000円(愛ト協) 10,000円(全ト協) 合計:50,000円 助成対象は、1車両につき対象装置1台のみ。 ●受付期限:平成28年11月30日(水)必着。	機器1台当たりの助成金額は、 助成対象経費の1/3以内(上限20万円)とする。(愛ト協) + 10,000円/1台(全ト協) 助成対象は、1車両につき対象装置1台のみ。 ●受付期限:平成28年11月30日(水)必着。	車載器 1台あたり ○簡易型:5,000円(愛ト協) ○標準型:15,000円(愛ト協) 10,000円(全ト協) ○運行管理連携型:25,000円 20,000円(全ト協) ○スマートフォン活用型:3,000円 3,000円(全ト協) ●受付期限:平成28年11月30日(水)必着
三重県トラック協会	受付開始は6月を予定しています。			
滋賀県トラック協会		H28.4.1～H29.2.28 車両装置1台当たり2万円。(「全ト協」助成金含む。) 助成金交付限度額、1会員事業者当たり10台までとする。	H28.4.1～H29.2.28 車両装置1台当たり2万円。(「全ト協」助成金含む。) 助成金交付限度額、1会員事業者当たり10台までとする。	H28.4.1～H29.2.28 標準型及び運行管理連携型…2万円(「全ト協」助成金含む。) スマートフォン活用型…6千円(「全ト協」助成金含む。) ※簡易型は助成対象外 保有車両数(ただし、被牽引車を除く)の50%(端数は切捨)で、かつ 上限30台までとするが、保有車両が10台以下の会員事業者は、保 有車両の50%制限にかかわらず、5台まで
京都府トラック協会		平成28年4月1日～平成29年3月17日 装置1台当たり:2万円(全ト協・京ト協各1万円) 1社 10台まで	平成28年4月1日～平成29年3月17日 装置1台当たり:2万円(全ト協・京ト協各1万円) 1社 10台まで (※Gマーク事業所が導入する場合に限る)	平成28年4月1日～平成29年3月17日 ①簡易型(京ト協のみ) 購入価格(税抜き)の1/2(1台あたりの上限1万円) ②標準型装置1台あたり:2万円(全ト協・京ト協各1万円) ③運行管理連携型装置1台あたり:4万円(全ト協・京ト協各2万円) ④スマートフォン活用型(全ト協のみ) アプリケーション1個あたり:3千円 届出車両台数 10両未満:届出車両台数と同数(被けん引車は除く) 10両以上:上限10台(被けん引車は除く)
大阪府トラック協会	しばらくお待ちください。			

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
(助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
兵庫県トラック協会	検知器本体導入費用(消費税除く)の 1/2(千円未満は切捨て)とし、150,000円(上限) 1事業者1台限り オプション付属品、センサー交換、保守費用などは助成対象外とする。 締切:平成29年2月28日(火) 但し、助成金が予算額に達した場合はその時点で締め切る。	10,000円/1台(地ト協)(20台) 10,000円/1台(全ト協)(20台) 全ト協、兵ト協それぞれの予算額が違いますので 一方が予算に達した場合は、片方のみの助成となります。 締切:平成29年2月28日	10,000円/1台(地ト協)(20台) 10,000円/1台(全ト協)(20台) 全ト協、兵ト協それぞれの予算額が違いますので 一方が予算に達した場合は、片方のみの助成となります。 締切:平成29年2月28日	○ドライブレコーダー車載器 兵ト協助成:運行管理連携型 1台あたり10,000円(1事業者20台を 限度) 【デジタコ・ドラレコ一体型車載器〔国土交通省の技術基準に適合〕 含む】 標準型 1台あたり10,000円(1事業者20台を限度) 簡易型 1台あたり10,000円(1事業者10台を限度) 全ト協助成:運行管理連携型 1台あたり20,000円 (1事業者20台を限 度) 標準型 1台あたり10,000円(1事業者20台を限度) 簡易型は助成対象外 ○スマートフォン対応(アプリ) ・兵ト協助成:1台あたり3,000円(1事業者10台を限度) ・全ト協助成:1台あたり3,000円(1事業者10台を限度) ※全ト協ドライブレコーダー車載器導入促進助成は、予算に達し ましたので終了いたしました。
奈良県トラック協会	しばらくお待ちください。			
和歌山県トラック協会	しばらくお待ちください。			
鳥取県トラック協会	しばらくお待ちください。			
島根県トラック協会	しばらくお待ちください。			
岡山県トラック協会		取得価格1/2(上限 50,000円、1会員あたり2台) 当該年度4月1日以降3月15日までに装着を完 了し、当該年度3月15日までに支払いが終了するもの	取得価格の1/2(上限10,000円、Gマーク事業所に限る) 当該年度4月1日以降3月15日までに装着を完 了し、当該年度3月15日までに支払いが終了するもの	○車載器 一台 所得価格の1/2(上限 3万円) ○事務所用機器 所得価格の1/2(上限 10万円) ただし、1会員あたりの助成総額は150万円を限度とする。 当該年度4月1日以降2月末日までに装着を完了 し、当該年度2月末日までに支払いが終了するもの
広島県トラック協会		平成28年4月1日～平成29年3月17日までとする。 なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合はその時点までとする。 1台につき対象装置ごとに定額1万円を交付する。 ただし、装置等装着費の実費額が助成額の1万円より低い場合は実費額とする。 申請は1事業所当たり各対象装置100台を限度とする。	平成28年4月1日～平成29年3月17日までとする。 なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合はその時点までとする。 1台につき対象装置ごとに定額1万円を交付する。 ただし、装置等装着費の実費額が助成額の1万円より低い場合は実費額とす る。 申請は1事業所当たり各対象装置100台を限度とする。	平成28年4月1日～平成29年3月17日までとする。 なお、助成は先着順とし、予算額に達した場合は、その時点までとす る。 1車両あたり定額2万円を交付する。 ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付し ない。 申請はドライブレコーダー車載器等も含め、1事業所当たり100台、1事 業者500台を限度とする。

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PRO II、mini III)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (Mobile II)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
山口県トラック協会	しばらくお待ちください。			
徳島県トラック協会		県ト協 10,000 円/1台 + 全ト協 10,000 円/1台 =20,000 円/1台 助成台数は、1事業者 10 台までとする。 申請受付期間は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 6 日までとする。 期間中に購入、取付支払等が全て完了し助成金申請書提出できること。 ※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点を終了すること。	県ト協 10,000 円/1台 + 全ト協 10,000 円/1台 =20,000 円/1台 助成台数は、1事業者 10 台までとする。 申請受付期間は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 6 日までとする。 期間中に購入、取付支払等が全て完了し助成金申請書提出できること。 ※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点を終了すること。	運行管理型 10,000 円/1台 + 全ト協 20,000 円/1台 =30,000 円/1台 標準型 5,000 円/1台 + 全ト協 10,000 円/1台 =15,000 円/1台 スマホ活用型 0円/1台 + 全ト協 3,000 円/1台 = 3,000 円/1台 助成台数は、1事業者 5 台 申込受付期間は、平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 6 日までとする。 期間中に購入、取付支払等が全て完了し助成金申請書提出できること。 ※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点を終了すること。
香川県トラック協会	しばらくお待ちください。			
愛媛県トラック協会	しばらくお待ちください。			
高知県トラック協会	しばらくお待ちください。			
福岡県トラック協会	しばらくお待ちください。			

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PROⅡ、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (MobileⅡ)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
佐賀県トラック協会	(平成28年度助成一覧につきましては、5月中を目途に公開します。)	(平成28年度助成一覧につきましては、5月中を目途に公開します。)	(平成28年度助成一覧につきましては、5月中を目途に公開します。)	(平成28年度助成一覧につきましては、5月中を目途に公開します。)
長崎県トラック協会	H28.7.1～H29.1.31 実績報告期限:H29.3.15 全ての機器が対象 * 協会では特定の機種を指定や推薦することはありません 機器価格の1/2(ハンディタイプ上限5,000円、設置型上限20,000円) 車両数9両以下:その車両数まで、34両以下:10台まで、35両以上:車両数の30%まで ※小数点以下四捨五入(上限20台) Gマーク事業所におけるIT点呼に使用するアルコール検知器については、安全装置として助成を行います。	H28.7.1～H29.1.31 実績報告期限:H29.3.15 助成上限 車両数9両以下:その車両数まで、34両以下:10台まで、 35両以上:車両数の30%まで※小数点以下四捨五入(上限20台) 2万円/台	H28.7.1～H29.1.31 実績報告期限:H29.3.15 助成上限 車両数9両以下:その車両数まで、34両以下:10台まで、 35両以上:車両数の30%まで※小数点以下四捨五入(上限20台) 2万円/台 IT点呼に使用するアルコール検知器については、Gマーク取得事業所に限る。	H28.7.1～H29.1.31 実績報告期限:H29.3.15 ①標準型 ②運行管理連携型 ③スマートホン活用型 ※簡易型は助成対象外です。 車両数9両以下:その車両数まで、34両以下:10台まで、 35両以上:車両数の30%まで※小数点以下四捨五入 ①標準型:2万円(県ト協:1万円 全ト協:1万円) ②運行管理連携型:3万円(県ト協:1万円 全ト協:2万円) ③スマートホン活用型:5,000円(県ト協:2,000円 全ト協:3,000円)

アルコール測定器・安全装置(インターロック)・ドライブレコーダー 各都道府県トラック協会助成金情報 2016年版 2016/4/28時点
 (助成額・台数等は、予算に応じて期中での内容変更などがありますので、購入時には所属の各トラック協会までお問い合わせください。)

協会名	アルコール検知器助成対象機器 (PROⅡ、miniⅢ)	安全装置(アルコールインターロック)導入促成助成	IT点呼に使用する携帯型アルコール検知器(Gマーク事業者) ※アルコール測定器事業と重複する場合あり (MobileⅡ)	ドライブレコーダー機器等導入促進助成
熊本県トラック協会	「簡易型」、「記録型検査装置」及び「遠隔地検査管理装置」とする。 ・1台あたり機器価格(税抜)の2分の1 ただし上限50,000円、1事業者10装置まで ※センサー交換及び定期保守費用等については助成対象としない。	20,000円/1台 1事業者上限3台まで	20,000円/1台 1事業者上限3台まで	[簡易型10,000円、標準型20,000円、運行管理連携型40,000円、スマートフォン活用型5,000円] ※1社あたり10台を上限に助成します。但し、国からの補助金が交付された機器については、対象外とする。
大分県トラック協会	しばらくお待ちください。	しばらくお待ちください。	しばらくお待ちください。	しばらくお待ちください。
宮崎県トラック協会	しばらくお待ちください。	しばらくお待ちください。	しばらくお待ちください。	しばらくお待ちください。
鹿児島県トラック協会	機器の購入価格(消費税は除く。)またはリース費用の2分の1(100円未満切捨) ・1会員あたり20,000円(上限) ・鹿児島県内の認可営業所で使用するための機器を対象とする。	1台あたり10,000円 (1事業者5台まで)	1台あたり10,000円 (1事業者5台まで)	①運行管理連携型 1台あたり 20,000円 ②標準型 1台あたり 10,000円 ③スマートフォン活用型 1台あたり 3,000円 ④簡易型 1台あたり 3,000円 (ただし、簡易型機器の場合、購入価格1万円(税別)以下のものについては、助成対象外とする。) ①～③の機器についてはあわせて20台(上限)まで、また④の機器のみの申請については、10台(上限)までとする。 ただし、1会員あたり①～④の機器をあわせて申請する際は20台(上限)までとする。
沖縄県トラック協会	助成金の額及び、導入台数は、別紙1のとおりする。	1装置あたり20,000円(公益社団法人全日本トラック協会10,000円、沖ト協10,000円) を交付し、非会員事業者は、2装置あたり2,000円(沖ト協2,000円)とする。	1装置あたり20,000円(公益社団法人全日本トラック協会10,000円、沖ト協10,000円) を交付し、非会員事業者は、2装置あたり2,000円(沖ト協2,000円)とする。	20機器導入分を限度とし、沖ト協に所属しない運送事業者は、4機器導入分を限度とする。 助成金の交付額は、1機器あたり機能に応じて別紙2に定める額を公益社団法人全日本トラック協会並びに沖ト協が交付する。